

次期教育振興基本計画策定検討委員会会議傍聴要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、次期教育振興基本計画策定検討委員会（以下、「委員会」という。）の会議の傍聴に際し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 検討委員会の会議の傍聴しようとする者は、係員の指示に従って、傍聴席に着かなければならない。

- 2 傍聴の受付は、会議の開会予定時刻の30分前から開会予定時刻までの間行うものとする。
- 3 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、委員長が必要があると認めるときは、これを増員することができる。
- 4 会議の傍聴を希望する者が定員を超える場合は、抽選により傍聴人を決定するものとする。

(入場の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められるもの
- (2) ポスター、ビラ、拡声器その他会議若しくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるもの

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、会議の傍聴にあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) たすきを着用し、又はプラカードを掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (6) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(撮影及び録音)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、写真等を撮影し、又は録音をしようとするときは、

あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

(退場)

第6条 傍聴人は、会議が傍聴に適さない議題に関する検討を行おうとする場合、又は委員長から退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(傍聴人への指示)

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は委員長の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、平成30年5月24日から施行する。